

(別紙)

仕様書①

件名	ワクチン1 (動物用生物学的製剤) 調達 ※「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)及び「動物用医薬品等取締規則」第一条四項に基づく
品名	牛5種混合生ワクチン
予定価格	1頭分単価
購入予定数量	3,500頭分
本体(規格)	(1) 牛用として国が承認した次の感染症予防のための生ワクチンであること。 <ul style="list-style-type: none">・牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス病・牛アデノウイルス病 (2) 有効期間が6か月以上あること
納入条件	(1) 納入時の温度管理 <ul style="list-style-type: none">・ワクチンの添付文書における使用上の注意事項に基づき、適正な品質に維持される状態で納入すること。 (2) 納入期間・場所 <ul style="list-style-type: none">・納入期間：令和7年10月1日から令和8年3月31日・納入場所：秋田県内全域・原則、農業公社の指示に基づく時期、場所に納入すること。
その他	(1) 購入予定数量は増減する場合があります、数量を保証するものではない。 (2) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)第24条第1項の規定に基づく動物用医薬品店舗販売業の許可を受けた者であること。

(別紙)

仕様書②

件名	ワクチン2（動物用生物学的製剤）調達 ※「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）及び「動物用医薬品等取締規則」 第一条四項に基づく
品名	牛5種混合不活化ワクチン
予定価格	1頭分単価
購入予定数量	40頭分
本体（規格）	<p>（1）牛用として国が承認した次の感染症予防のための不活化ワクチンであること。</p> <ul style="list-style-type: none">・牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢1型・牛ウイルス性下痢2型・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス病 <p>（2）有効期間が6か月以上あること</p>
納入条件	<p>（1）納入時の温度管理</p> <ul style="list-style-type: none">・ワクチンの添付文書における使用上の注意事項に基づき、適正な品質に維持される状態で納入すること。 <p>（2）納入期間・場所</p> <ul style="list-style-type: none">・納入期間：令和7年10月1日から令和8年3月31日・納入場所：秋田県内全域・原則、農業公社の指示に基づく時期、場所に納入すること。
その他	<p>（1）購入予定数量は増減する場合があります、数量を保証するものではない。</p> <p>（2）「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）第24条第1項の規定に基づく動物用医薬品店舗販売業の許可を受けた者であること。</p>

(別紙)

仕様書③

件名	ワクチン3 (動物用生物学的製剤) 調達 ※「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)及び「動物用医薬品等取締規則」第一条四項に基づく
品名	牛6種混合生・不活化ワクチン
予定価格	1頭分単価
購入予定数量	20頭分
本体(規格)	<p>(1) 牛用として国が承認した次の感染症予防のためのワクチンであること。ただし、牛伝染性鼻気管炎、牛パラインフルエンザ、牛RSウイルス感染症、牛アデノウイルス感染症は生とし、牛ウイルス性下痢は2価であり、かつ不活化であること。</p> <ul style="list-style-type: none">・牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症 <p>(2) 有効期間が6か月以上あること</p>
納入条件	<p>(1) 納入時の温度管理</p> <ul style="list-style-type: none">・ワクチンの添付文書における使用上の注意事項に基づき、適正な品質に維持される状態で納入すること。 <p>(2) 納入期間・場所</p> <ul style="list-style-type: none">・納入期間：令和7年10月1日から令和8年3月31日・納入場所：秋田県内全域・原則、農業公社の指示に基づく時期、場所に納入すること。
その他	<p>(1) 購入予定数量は増減する場合がありますが、数量を保証するものではない。</p> <p>(2) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)第24条第1項の規定に基づく動物用医薬品店舗販売業の許可を受けた者であること。</p>

(別紙)

仕様書④

件名	ワクチン4（動物用生物学的製剤）調達 ※「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）及び「動物用医薬品等取締規則」 第一条四項に基づく
品名	アカバネ病ワクチン
予定価格	1頭分単価
購入予定数量	550頭分
本体（規格）	(1) 牛用として国が承認した次の感染症予防のためのワクチンであること。 ・アカバネ病 (2) 有効期間が6か月以上あること
納入条件	(1) 納入時の温度管理 ・ワクチンの添付文書における使用上の注意事項に基づき、適正な品質に維持される状態で納入すること。 (2) 納入期間・場所 ・納入期間：令和7年10月1日から令和8年3月31日 ・納入場所：秋田県内全域 ・原則、農業公社の指示に基づく時期、場所に納入すること。
その他	(1) 購入予定数量は増減する場合があります、数量を保証するものではない。 (2) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）第24条第1項の規定に基づく動物用医薬品店舗販売業の許可を受けた者であること。

(別紙)

仕様書⑤

件名	ワクチン5（動物用生物学的製剤）調達 ※「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）及び「動物用医薬品等取締規則」 第一条四項に基づく
品名	牛ヘモフィルス不活化ワクチン
予定価格	1頭分単価
購入予定数量	1,900頭分
本体（規格）	(1) 牛用として国が承認した次の感染症予防のためのワクチンであること。 ・ヒストフィルス・ソムニ感染症 (2) 有効期間が6か月以上あること
納入条件	(1) 納入時の温度管理 ・ワクチンの添付文書における使用上の注意事項に基づき、適正な品質に維持される状態で納入すること。 (2) 納入期間・場所 ・納入期間：令和7年10月1日から令和8年3月31日 ・納入場所：秋田県内全域 ・原則、農業公社の指示に基づく時期、場所に納入すること。
その他	(1) 購入予定数量は増減する場合があります、数量を保証するものではない。 (2) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）第24条第1項の規定に基づく動物用医薬品店舗販売業の許可を受けた者であること。

(別紙)

仕様書⑥

件名	ワクチン6（動物用生物学的製剤）調達 ※「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）及び「動物用医薬品等取締規則」 第一条四項に基づく
品名	豚丹毒生ワクチン
予定価格	1頭分単価
購入予定数量	11,500頭分
本体（規格）	<p>（1）豚用として国が承認した次の感染症予防のための生ワクチンであること。</p> <ul style="list-style-type: none">・豚丹毒 <p>（2）有効期間が6か月以上あること</p>
納入条件	<p>納入条件</p> <p>（1）納入時の温度管理</p> <ul style="list-style-type: none">・ワクチンの添付文書における使用上の注意事項に基づき、適正な品質に維持される状態で納入すること。 <p>（2）納入期間・場所</p> <ul style="list-style-type: none">・納入期間：令和7年10月1日から令和8年3月31日・納入場所：秋田県内全域・原則、農業公社の指示に基づく時期、場所に納入すること。
その他	<p>（1）購入予定数量は増減する場合があります、数量を保証するものではない。</p> <p>（2）「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）第24条第1項の規定に基づく動物用医薬品店舗販売業の許可を受けた者であること。</p>

(別紙)

仕様書⑦

件名	ワクチン7 (動物用生物学的製剤) 調達 ※「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)及び「動物用医薬品等取締規則」第一条四項に基づく
品名	豚丹毒不活化ワクチン
予定価格	1頭分単価
購入予定数量	200頭分
本体(規格)	(1) 豚用として国が承認した次の感染症予防のための不活化ワクチンであること。 ・豚丹毒 (2) 有効期間が6か月以上あること
納入条件	(1) 納入時の温度管理 ・ワクチンの添付文書における使用上の注意事項に基づき、適正な品質に維持される状態で納入すること。 (2) 納入期間・場所 ・納入期間：令和7年10月1日から令和8年3月31日 ・納入場所：秋田県内全域 ・原則、農業公社の指示に基づく時期、場所に納入すること。
その他	(1) 購入予定数量は増減する場合があります、数量を保証するものではない。 (2) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)第24条第1項の規定に基づく動物用医薬品店舗販売業の許可を受けた者であること。

(別紙)

仕様書⑧

件名	ワクチン8（動物用生物学的製剤）調達 ※「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）及び「動物用医薬品等取締規則」 第一条四項に基づく
品名	日本脳炎生ワクチン
予定価格	1頭分単価
購入予定数量	50頭分
本体（規格）	<p>（1）豚用として国が承認した次の感染症予防のための生ワクチンであること。</p> <ul style="list-style-type: none">・流行性脳炎（日本脳炎） <p>（2）有効期間が6か月以上あること</p>
納入条件	<p>納入条件</p> <p>（1）納入時の温度管理</p> <ul style="list-style-type: none">・ワクチンの添付文書における使用上の注意事項に基づき、適正な品質に維持される状態で納入すること。 <p>（2）納入期間・場所</p> <ul style="list-style-type: none">・納入期間：令和7年10月1日から令和8年3月31日・納入場所：秋田県内全域・原則、農業公社の指示に基づく時期、場所に納入すること。
その他	<p>（1）購入予定数量は増減する場合があります、数量を保証するものではない。</p> <p>（2）「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）第24条第1項の規定に基づく動物用医薬品店舗販売業の許可を受けた者であること。</p>

(別紙)

仕様書⑨

件名	ワクチン9（動物用生物学的製剤）調達 ※「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）及び「動物用医薬品等取締規則」第一条四項に基づく
品名	日本脳炎・豚パルボ混合生ワクチン
予定価格	1頭分単価
購入予定数量	50頭分
本体（規格）	<p>（1）豚用として国が承認した次の感染症予防のための生ワクチンであること。</p> <ul style="list-style-type: none">・流行性脳炎（日本脳炎）・豚パルボウイルス病 <p>（2）有効期間が6か月以上あること</p>
納入条件	<p>（1）納入時の温度管理</p> <ul style="list-style-type: none">・ワクチンの添付文書における使用上の注意事項に基づき、適正な品質に維持される状態で納入すること。 <p>（2）納入期間・場所</p> <ul style="list-style-type: none">・納入期間：令和7年10月1日から令和8年3月31日・納入場所：秋田県内全域・原則、農業公社の指示に基づく時期、場所に納入すること。
その他	<p>（1）購入予定数量は増減する場合があります、数量を保証するものではない。</p> <p>（2）「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）第24条第1項の規定に基づく動物用医薬品店舗販売業の許可を受けた者であること。</p>

(別紙)

仕様書⑩

件名	ワクチン10 (動物用生物学的製剤) 調達 ※「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)及び「動物用医薬品等取締規則」 第一条四項に基づく
品名	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合ワクチン
予定価格	1,000羽分単価
購入予定数量	642,000羽分
本体(規格)	(1) 鶏用として国が承認した次の感染症予防のための生ワクチンであること。 ・ニューカッスル病 ・伝染性気管支炎 (2) 有効期間が6か月以上あること
納入条件	(1) 納入時の温度管理 ・ワクチンの添付文書における使用上の注意事項に基づき、適正な品質に維持される状態で納入すること。 (2) 納入期間・場所 ・納入期間：令和7年10月1日から令和8年3月31日 ・納入場所：秋田県内全域 ・原則、農業公社の指示に基づく時期、場所に納入すること。
その他	(1) 購入予定数量は増減する場合があります、数量を保証するものではない。 (2) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)第24条第1項の規定に基づく動物用医薬品店舗販売業の許可を受けた者であること。